

経営バイタル
の強化書 KEIEI VITAL

どう変わる？個人情報保護法

個人情報保護法の改正



2020年6月、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(改正個人情報保護法)」が公布され、2022年4月1日から全面施行されます。

個人の権利強化(保有個人データの開示等、漏洩等発生時の個人情報保護委員会への報告義務化、不適正利用の禁止)、罰則の強化(法定刑の懲役、罰金増額(法人は最高1億円以下の罰金)等の改正に必要な対応の準備をしておきましょう。

2022年4月1日より改正個人情報保護法が施行されます。

1 個人情報保護法とは

個人情報保護法とは、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」法律で、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るために、2003年に成立し、2005年に全面施行されました。

個人情報保護の対象者は、個人情報データベース等を取り扱う事業者で(個人情報を簡単に検索できるようにしていれば紙での保存(50音順に並べた取引先リスト等)でもデータベースとなります)、以前は5,000人未満の個人情報取扱事業者は対象外でしたが、法改正により1人でも個人情報データベースを取り扱っていれば、対象となっています。また、個人情報データベースを取り扱っている事業者であれば、個人事業者も対象となることに注意が必要です。

個人情報取扱事業者は、個人情報利用目的を特定し、個人情報を守るためにの安全管理措置を実施し、第三者へ個人情報を提供することについて制限を設けられています。

来年4月1日から全面施行される法改正では、個人の権利強化(保有個人データの開示等、漏洩等発生時の個人情報保護委員会への報告義務化、不適正利用の禁止)、罰則の強化(法定刑の懲役、罰金増額(法人は最高1億円以下の罰金))等の改正が行われますので、必要な対応を準備しておきましょう。

2 改正の背景

デジタル庁も活動を開始し、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進がますます重要になってくるとともに、DXでも使用する個人情報の取り扱いの重要性は、漏洩した場合の影響と対策を含めて日に日に高まってきています。

今回の改正は、2015年の改正個人情報保護法で設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定を受けて、直近の個人情報に関する共通視点をまとめて反映したものです。

マイナンバーの導入により免許証の番号や健康保険証の

番号等これまで個人情報ではなかった識別情報が、技術の進歩により個人を特定できるようになりました。このため、個人情報に該当するかどうかのグレーゾーンが拡大し、今回の改正で、このグレーゾーンへ対応するための改正が大きなポイントとなっています。またピックデータなど情報解析技術が進む中、個人情報の利用が著しく拡大していることや通信情報技術の進歩による個人情報の持つ重要性が高まっていること、EUを中心として個人情報保護をめぐる規制がますます厳しくなっていることなども改正の理由となっています。

3 改正の概要

今回の改正は、本人の権利保護の強化、事業者責務の強化、企業の特定分野を対象とする団体の認定団体制度新設、データ利活用の促進、法令違反に対するペナルティ強化、外国の事業者に対する、報告徴収・立入検査などの罰則強化となっています【図1】。

【図1】改正の概要※1

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）	
■ 平成27年改正個人情報保護法に付随して「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者が問い合わせ等を行い、実態把握や論点整理等を実施。	
■ 自身の個人情報をすこしも商品の高さり、技術革新を競うた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今後、個人情報保護法の改正を行い、以下の指針を踏まえました。	
改正法の内容	
1. 個人の権利の在り方	
● 利用停止・開示等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法規約定の場合に個人の権利又は正当な利益が害されるのがある場合にも更迭を実施する。	
● 保有個人データの開示方法（注）について、個別記録の提供等を含め、本人がデータを確認するための手段を明確化する。	
● 個人データの開示権の行使等の権利を明確化する。	
● 個人データの開示権の行使等の権利を明確化する。	
● 6ヶ月以内に開示請求権を得た個人データの開示権を明確化する。	
● 規定の範囲内で個人データの開示権を明確化する。	
● カテゴリ別に個人データの開示権を得た個人データの範囲を明確化する。	
● 企業の個人データの開示権を得た個人データの範囲を明確化する。	
● ①個人のための個人情報の開示権を得た個人データの開示権を明確化する。	
● ②個人のための個人情報の開示権を得た個人データの開示権を明確化する。	
2. 事業者の守るべき義務の在り方	
● 漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（注）に、委員会への報告及び本人への通知を強化する。	
● ①漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を明確化する。	
● 違反又は既往行為を歎咎するの不適正な方法により個人情報を利用するおそれがない旨を明確化する。	
3. 事業者の守るべき義務の在り方	
● 漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（注）に、委員会への報告及び本人への通知を強化する。	
● ①漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を明確化する。	
● 違反又は既往行為を歎咎するの不適正な方法により個人情報を利用するおそれがない旨を明確化する。	
4. データ利活用に関する施策の在り方	
● インバーンシングを促進する観点から、氏名等を削除して「匿名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・剥離・停止請求への対応等の義務を緩和する。	
● 提供元の個人データが該当しない場合は、提供先において個人データなることが想定される場合の第三者提供について、本人同意が得られていることの確認を義務化する。	
5. パートナーの在り方	
● 委員会による命令違反に、委員会に対する虚偽報告等の法規約定を引き上げる。	
● (委員会監査) 4月1日までの監査は12月31日までの報告書 → 1月31日までの報告書 虚偽報告等: 30ヶ月以内の下限を → 60ヶ月以内の上限	
● データ一括不正使用罪、委員会による命令違反の場合は、法人に対する行為者も罰金刑を科す（法人事業）。	
● (個人データの開示) 5万円以上100万円以下の罰金) → 1回以上の罰金	
6. 海外の域外適用・越境移転の在り方	
● 日本国にいる者に個人情報を取扱う者が設立の外國の事業者を、原則によって監督せらるる報告義務・企の対象とする。	
● 外国にあつて第一項への個人データの取扱いに、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する基本的な情報の提供の義務がある。	
● (個人データの開示) 5万円以上100万円以下の罰金) → 1回以上の罰金	

裏面へ続く→

この改正のうち、①本人の権利保護の強化、②事業者責務の強化、③データの利活用の促進、④法令違反に対するペナルティ強化への対応が特に重要なものと考えられます。

 まず、①本人の権利保護の強化ですが、技術革新を踏まえた個人情報の保護と利活用のバランスをとることが、今回の法改正の趣旨の一つとされています。事業者のデータ利活用に関する規制が緩和される一方で、個人のプライバシー保護などは強化されています。個人情報に対する本人の権利は、以下のように拡充されることになりました。

- ・利用停止請求権の拡充
- ・第三者提供記録の開示請求権
- ・オプトアウト適用の限定

本人が自己の個人情報について、利用の停止や消去などを求める場合、これまで事業者が法律に違反して個人情報を不正取得するなど、一部の法違反がある場合に限られていきましたが、今回の改正により、権利の範囲が拡充され、自己の権利や利益が害されるおそれがある場合にも利用停止や消去を請求することが可能になりました。また、個人データの授受に係る第三者提供記録について、本人が開示請求できるようになりました。さらに、オプトアウトにより第三者に提供する個人データの範囲を限定し、不正取得された個人データとオプトアウトにより提供された個人データについては対象から外されることになりました。

ここでいう「オプトアウト」は、本人の要求があれば事後的に利用を停止することを前提として、提供する個人データの項目などを公表したうえで、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度です。このように、個人のプライバシー保護を強化するという観点から、自己の個人情報に対するコントロール権が強化された形になっています。

 次に②事業者責務の強化ですが、事業者が遵守すべき義務として、以下の2点が追加されました。

- (1)個人情報保護委員会と本人への通知義務
- (2)不適正な方法による個人情報の利用を禁止する旨の明確化

個人情報が漏洩し、本人の権利利益を害するおそれがある場合には、事業者は個人情報保護委員会にその旨を報告することが義務付けられます。併せて、その旨を本人にも通知しなければなりません。もっとも、個人情報保護委員会への報告が義務付けられるのは、以下の4点とされています。

- ・要配慮個人情報
- ・財産的被害が発生するおそれがある場合
- ・故意によるもの(不正アクセスなど)
- ・漏洩した個人情報が1,000人を超える場合

個人情報保護委員会への報告は、速報と確報の二段階に分けて実施することが必要となります。具体的には、個人情報の漏洩などが発生したことを認識した後、速やかに報告を行う「速報」と、その後30日以内に報告を行う「確報」が求められます。なお、「故意によるもの(不正アクセスなど)」にあたる場合、「確報」は60日以内に行う必要があります。

 ①本人の権利保護の強化や②事業者責務の強化の半面、デジタル社会の進展を受けて、③データの利活用の促進が図られています。③データの利活用の促進に関しては、以下のような改正がなされました。

- ・仮名加工情報の創設
- ・Cookieデータへの規制

ここでいう「仮名加工情報」とは、事業者が保有する個人情報から氏名などを削除することにより、特定の個人を識別できないように加工した情報のことといいます。仮名加工情報の創設により、社内での分析に限定することなどの条件はありますが、本人による開示・利用訂正請求権の対象から外されました。「仮名加工」をするための加工基準としては、「氏名などの特定の個人を識別できる記載」、「個人識別符号」、「財産的な被害が生じるおそれのある記載」が挙げられており、これらの記載については削除したり置換したりすることが求められます。現行法では、仮名化された個人情報を取り扱う場合には、通常の個人情報を取り扱う場合と同様の義務を課されることになります。しかしそれは事業者におけるイノベーション促進の障害にもなっていました。今回の改正により、仮名化された購買データなどを分析し、商品開発などに役立てるといった事業者が増え、イノベーションの促進にも繋がると期待されています。

また、提供元では個人データに該当しないものであっても、提供先において個人データとなることが想定される情報を第三者に提供する場合には、本人の同意が得られていることの確認を行なうことが義務付けられます。

この改正の対象となるのが、いわゆるCookie(クッキー)です。Cookieとは、ウェブサイトの閲覧履歴などを記録・保存する仕組みのことをいいますが、現行法では、Cookieで得られるデータは、個人情報にあたらないとされています。しかし、Cookieから得たデータを他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することも可能であるため、今回の改正で規制が強化されたものです。今後、事業者は、Cookieで得られるデータであってもそのデータを第三者に提供する場合には、必要に応じて、本人の同意が得られていることの確認を行わなければなりません。

 最後に④法令違反に対するペナルティ強化への対応です。罰則に係る規定については、2020年12月より既に施行されていますが、今回の改正により罰則が引き上げられたのは、(1)個人情報保護委員会に対する虚偽報告等と(2)法人に対する罰金の引き上げの2点となります。

(1)個人情報保護委員会に対する虚偽報告等

個人情報保護委員会に虚偽報告をした場合の罰則が改正前最大30万円の罰金から改正後最大50万円の罰金へ引き上げされました。また、違反行為などを行った事業者に対して、個人情報保護委員会から違反行為の中止・是正を命じることがあります。この命令に違反した場合の罰則が改正前最大6ヶ月の懲役もしくは最大30万円の罰金から改正後最大1年の懲役もしくは最大100万円の罰金に引き上げされました。

(2)法人に対する罰金の引き上げ

個人情報保護委員会による命令に違反した場合、データベース等不正提供罪について、個人との資力の格差などから、法人に対する罰金の上限額が引き上げされました。これまで個人(行為者)と同額の罰金(50万円または30万円以下の罰金)が科されていたものについて、法人は今後、最大1億円の罰金を科される可能性があります。

顧客情報の分析やビッグデータのAIによる解析等DXを活用した今後の事業展開には個人情報の利用が不可欠になってきます。技術進歩に伴って従来個人情報とされなかつたものの範囲が拡大し、EUを始めとする国際取引の進展に際しても個人情報の取り扱いは今後その重要性が増していくと考えられますので、法改正に対応した対策を十分検討しておくことが必要です。

※1 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)(PDF)」(URL:https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_gaiyou.pdf)